

広島県告示第四百二十二号

平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後														改正前																											
港 山 福							港 島 広							名 湾 港							港 島 広							名 湾 港													
用地			施設				（略）							用地			施設				（略）							用地			施設				（略）						
（略）			（略）				（略）							（略）			（略）				（略）							（略）			（略）				（略）						
一文字港湾施設用地			一文字野積場三号				（略）							宇品西港湾施設用地			宇品東棧橋				（略）							一文字港湾施設用地			一文字野積場三号				（略）						
福山市「文字町」一〇三〇番 同一〇三四番一			福山市「文字町」一〇三四番一				（略）							広島市南区「宇品海岸」三丁目一三〇七番八			広島市南区「宇品海岸」三丁目一三〇七番二				（略）							福山市「文字町」一〇二九番 同一〇三二番 同一〇三四番一			福山市「文字町」一〇二九番 同一〇三二番 同一〇三四番一				（略）						
（略）			（略）				（略）							（略）			（略）				（略）							（略）			（略）				（略）						
（略）			（略）				（略）							（略）			（略）				（略）							（略）			（略）				（略）						
（略）			（略）				（略）							（略）			（略）				（略）							（略）			（略）				（略）						

(略)	沖浦港湾施 設用地
(略)	福山市引野町沖浦五八 三三番一 同五八三三番 番一 同五八三五番三
(略)	沖浦港湾施 設用地
(略)	福山市引野町沖浦五八 三五番 同五八三三番